

## 保護者の方へ

学校で流行する可能性の高い学校感染症にかかっている場合、学校保健安全法第19条の規定により、登校できません。この間のお休みは「出席停止」扱いになります。

学校感染症と出席停止期間		
	病 名	期間（医師の判断が必要）
第1種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，シフテリア，重症急性呼吸器症候群（病原性がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る），中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MER S コロナウイルスであるものに限る），特定鳥インフルエンザ（病原体の結成亜型が H5N1 および H7N9 であるものをいう）	治癒するまで。
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し，かつ，解熱後2日（幼児は3日）を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺，顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し，かつ，全身状態が良好になるまで。
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで。
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退後2日を経過するまで。
	結核，髄膜炎菌性髄膜炎 新型コロナウイルス感染症	感染のおそれがなくなるまで。 発症した後5日経過し，かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
第3種	腸管出血性大腸菌感染症，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，コレラ，細菌性赤痢，腸チフス，パラチフス， ※その他の感染症 溶連菌感染症，A型肝炎，B型肝炎，手足口病，伝染性紅斑，ヘルパンギーナ，マイコプラズマ感染症，感染性胃腸炎 など	感染のおそれがなくなるまで。  ※その他の感染症は，通常は出席停止になりません。ただし <u>校園内で重大な流行のおそれがある場合，学校園長と学校医の判断で，出席停止の措置をとることがあります。</u>

上記の感染症（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症を除く）にかかった場合は、病院で「治癒証明書」を記入してもらって、登校時に持参してください。インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症にかかった場合は、それぞれの経過報告書に保護者の方が記入して登校(園)の際に学校へ提出してください。これらの様式は学校園のHPの「保護者のページ」にありますので、ダウンロードしてご利用ください。または、学校の職員室や保健室にもありますので取りにおいでください。治癒証明書についてはかかりつけの病院の様式でも構いません。よろしくお願いいたします。